

<報道発表資料>

平成 30 年 3 月 30 日

平成 30 年度からの介護保険料について

介護保険制度を支える介護保険料の額は、3年ごとに高齢者の人数や介護保険サービスの見込み量などに応じて見直されます。

平成 30 年 4 月からの 3 年間（第 7 期）の新たな介護保険料について、県内の保険者（市町村）における 65 歳以上の方の保険料（第 1 号保険料）を取りまとめましたので、お知らせいたします。

● 新しい介護保険料（基準額）について

1 県内の平均額

5,058 円/月額

2 県平均額の推移

計画期間	第 1 期 H12～H14	第 2 期 H15～H17	第 3 期 H18～H20	第 4 期 H21～H23	第 5 期 H24～H26	第 6 期 H27～H29	第 7 期 H30～H32
県平均	2,644 円	2,859 円	3,577 円	3,720 円	4,506 円	4,835 円	5,058 円
伸び率	-	8.1%	25.1%	4.0%	21.1%	7.3%	4.6%
全国平均	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	-
対全国比	90.8%	86.8%	87.5%	89.4%	90.6%	87.7%	-

3 各保険者の介護保険料

各保険者の介護保険料の基準額については、別紙のとおりです。

※ 基準額とは各保険者が条例で定める保険料額を計算する基準となる額であり、実際の保険料の額は、高齢者本人及び世帯の所得に応じて段階的に定まります。